

国雑掌の職掌と地位：東大寺封物進上を中心 心に

TSUKAMOTO, Hiromi / 塚本, 浩巳

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

65

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

2006-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011520>

国雑掌の職掌と地位

——東大寺封物進上を中心に——

はじめに

十一世紀初頭から十二世紀にかけ史料にみえる国雑掌は、多様な姿を示している。十一世紀初頭、先ず四度公文に、次いで十二世紀十年代まで、東大寺と東寺、その末寺の封物に関わつてあらわれる。十一世紀中葉、東大寺封物に関わつて集中するのが特徴的である。また十一世紀八〇年代から十二世紀中葉までは、大宰府管内の所領相論の沙汰者としてあらわれ、十二世紀中葉に入ると国役に関わり、問注の当事者となる。

国雑掌については、原田重氏、松崎英一氏、赤松俊秀氏等の研究がある。それによると、国雑掌は四度使雑掌の系譜を引く者で、専ら公文に関わるといふ。一方、大宰府

国雑掌の職掌と地位（塚本）

塚 本 浩 巳

管内の国雑掌と、国雑掌の地位について見解が異なる。前者について、原田氏は地域的であるとし、松崎氏は、官物や国役徴収を通して国内の土地に権利を拡大する国雑掌の姿であるといわれる。後者について、原田氏は、目代あるいは在庁官人ではないかといわれ、松崎・赤松両氏は、中央下級官人であるといわれる。また、右のように国雑掌が特定の時期にあらわれる理由は明確ではない。国雑掌の地位について、本郷恵子氏は、土佐国雑掌紀頼兼の経歴から、国雑掌は国守と私的な契約関係にあった中央下級官人であることを明らかにしておられる。そして、十二世紀中葉にあらわれる問注の当事者としての姿は、中世的国雑掌の初見といわれる。白川哲郎氏は、鎌倉時代全期を通じて国雑掌が確認できること、課役の賦課と徴収、その進上に

今氏によると、東大寺封物返抄は天喜・康平年間に集中しているが、この時期は東大寺が積極的な伽藍修造に着手した時期にあたること、長元四（一〇三一）年に後一条天皇は、有封諸寺の破損調査の使の派遣を公卿に諮り、諸寺別当に封物等の数、国の注進を命じているが、東大寺は伽藍修造に着手した様子がないこと、しかし、わずか数十年後の天喜年間になって大規模な伽藍修造を始めていることを指摘される。この東大寺の対応の変化について、「十一世紀半ば以降、寺家を取りまく状況そのものが、それ以前とは一変していたことを想起しなければならない」とし、その変化とは「十一世紀四十年代の長久造内裏役賦課を直接の契機として引き起こされた、新たな領域支配秩序の形成である」といわれる。「新たな領域支配秩序の形成」とは、造内裏役が権門荘園・不輸荘園にも賦課され、不輸権や所領認定をめぐる国衙と寺家間の相論裁定にあたった中央政府が、その裁定を通して唯一の所領認定者として臨むようになったことであり、後期王朝国家の意義をこの点に求めておられる。東大寺の伽藍修造の動機は、このような中央政府の変化を意識し、伽藍修造を通して、課役免除の獲得と所領確保を目指したところにあるといわれる。

長久造内裏役とは、長久元（一〇四〇）年に入って権門の不輸莊園にも課せられるようになった一國平均役である。⁶長久元年頃から造内裏料加徴、造内裏所用途米等として史料にみえ、防鴨河役・宇佐使供給夫馬等と共に宣旨によって賦課された。東大寺の場合、次のように中央政府に訴え、課役免除を獲得している（長久元年十二月廿八日「官宣旨案」〈東大寺三―八三三―十五〉）。

a 所宛課造内裏雜事并防鴨河及臨時雜役也、因之恒例寺務・堂舎修理无方、兼勤殆可權滯^{〔兩意カ〕}、請天裁、任先例^被、免除件等之責、偏致寺務之營者

東大寺の訴えは、課役免除によって停滞していた恒例の事務と堂舎修理を偏に致したいというものである。東大寺の伽藍修造の目的が、よくあらわれている。

諸権門にとって、造内裏役他の課役免除は大きな課題であった。それは、不輸莊園に賦課されたというだけではなく、そこに中央政府の性格の変化をみたからである。十一世紀四〇年代、地方組織は郡郷院等として国衙に直結する形で再編され、公田官物率法が成立した。これは相次ぐ国司苛政上訴の背後に、在地領主層の台頭をみた中央政府の政策転換であった。⁷前期王朝国家においては、国内支配は国司に委任されていたが、公田官物率法は、国司の恣意的

な賦課を規制し、中央政府が地方支配を回復したことを意味する。⁸地方支配の回復は、在地領主層と諸権門の結びつきと、諸権門の莊園拡大を規制する意図をもつものと理解できる。造内裏役他の賦課に対して、先に東大寺が課役免除を獲得したことをみたが、ここには、必要な莊園を認めるという中央政府の姿勢があらわれている。⁹

十一世紀中葉は、東大寺をめぐる新たな課題が表面化した時期でもあった。一つは、出作田を利用した公領一円寺領化に代わる方策への転換であり、一つは、東大寺の財政面での自立化である。

前者は、伊賀国黒田莊の出作田が新立莊園か否かという相論に敗北したことで生じた課題である。相論の発端は、天喜元（一〇五三）年三月廿七日「天喜元年宣旨」（三國地志卷百五）である。伊賀国は、四箇郡の多くが莊園化しているが「是等已前司公則朝臣之立券所々也」とし、その結果国務がかなわないうばかりか、「如此住人從庄田外入作公田、不弁進官物、不勤仕公事、如此之間当道洛物敢以難弁済者」と中央政府に訴えた。これを受けて中央政府は本官宣旨を發し、「応令官使拔前司藤原朝臣頭長任以後莊園勝示、催徵官物事」と命じた。東大寺にとっての要求は、莊民の出作した公領の一円寺領化であった。¹⁰相論の中

心はこの点にある。この相論は、官使や随員が荘民から矢を射かけられたり、大介小野守経が軍事力によって官物徴収を強行する等の事件に発展する。天喜三（一〇五五）年十二月廿一日東大寺は「早下遣官使寺家所領柚井庄々等、堺四至打勝示、永停止入国使并宛国役者」と官裁を下すことを中央政府に訴え、中央政府は、翌四年閏三月廿六日「官宣旨」（東大寺三十八三四—三）を発して「如旧打□示」よう伊賀国に命じた。「如旧」とは、長元七（一〇三四）年に確定した、黒田本荘にあたる板蠅柚の四至に戻すことを意味する。この時の伊賀守は藤原顕長であり、「天喜元年宣旨」の事書はこのことを示す。この決定は、他の柚、美濃国大井・茜部両荘にも適用された。これら柚、荘園の四至は、造内裏役等が免除された長久年間の四至に遡ると理解できる。この伊賀国黒田荘をめぐる相論は、新しい中央政府の性格と方針をよく示している。

もう一つの課題である財政面での自立化とは、諸家・寺社権門の経済基盤は封戸であつたが、封物徴収が停滞するという事情を受けて、財源を封戸から荘園に転換する努力、あるいはそのような対応を図るということである。東大寺の選択は、封物便補地の領有化であつた。便補は、封物未済の対策として官物を充てるものである。早い例で

は、天喜四（一〇五六）年三月廿八日「伊賀国司宣旨」（東大寺三一六〇〇）に、「可早以去天喜二年官物内、弁済東大寺封物後、申請公郷内田畠事」とあり、便補地が成立している。また、康平元（一〇五八）年十一月日「近江国維掌秦安成解」（東大寺一一三二二）は「所濟勘文」で、「甲賀東郡」「絵形上院下」等の郡院名を記すが、これは郡院收納所から封物を進上する便補の例である。便補地は、十二世紀には保として東大寺領となるが、この地からの収入は伽藍修造に充てられ、開発を前提とする国役等一色不輸の地とされた。ここには、修造用途獲得のため、積極的に取り組む東大寺の姿をみることができる。

十一世紀中葉に造東大寺所が廃止され、修理所となつたことは周知のとおりであるが、この時期東大寺は、寺内組織の改革と封物徴収体制の転換を図る。これは、右のような情勢を受けたものとみなすことができる。公文所が成立し、別当の下に政所—公文所—寺領という寺領経営体制が確立されたこと、封物徴収方法として、寺使を国衙に派遣して徴収する弁補方式が採用されたこと、封物勘会を東大寺自らが行うようになったこと等である。封物勘会は民部省の管轄であつたが、十世紀に入つて諸家諸寺に移された。しかし、東大寺は、寺内組織の整備が遅れたため十一

世紀中葉になったという⁽¹⁸⁾。

「新たな領域支配秩序の形成」とは、中央政府がすべてを統括することをやめ、諸家諸寺が長久年間に不輸を認められた莊園や封戸を財政基盤として自立するよう、方針を転換したという一面をもつとみることができる。

東大寺の天喜・康平年間の伽藍修造は、「新たな領域支配秩序の形成」、新たな所領獲得等を背景とし、寺内組織を整えて展開した具体的な事業であった。東大寺は、伽藍修造用途となる封物の完済を国衙に求めた。東大寺と国衙の間では、東大寺が発給する「返抄」「牒」と、国衙発給の勘会文書「所済勘文」、納品書としての「進上文」が概ね対応する形で往復する⁽¹⁹⁾。国衙側では、国雑掌が文書の発給者となった。東大寺封物に係る国雑掌は、このような情勢を背景に、十一世紀中葉史料にあらわれたのである。

二 国雑掌の職掌と地位

ここでは、「某国雑掌某解」の形式の文書を中心に、国雑掌の職掌、地位の順に検討する。

国雑掌の職掌は、これまでの研究では「雑掌所_レ職専在_一公文」(寛平三(八九一)年五月廿九日「太政官符」(類聚三代格卷十九))とされている。具体的には、承和十

国雑掌の職掌と地位(塚本)

(八四三)年三月十五日「太政官符」(同卷八)に「調庸并雑交易等物納畢之日、郡司綱領受_レ取諸司諸家返抄収文_一付_レ授雑掌_一、々々為_レ請返抄_一与_レ寮官共勘会抄帳_一、また斉衡三(八五六)年六月五日「太政官符」(同卷十二)に、「明年二月一日作_レ未進結解_一移_レ於主計寮_一、其移到時、使若雑掌依_レ実弁申_一とあつて、国雑掌は、返抄収文を集めて勘会に与り、返抄を受ける者で、そのためには速やかな未進弁済が求められたという。

では、東大寺封物に係る国雑掌の職掌も同じであろうか。「某国雑掌某解」は、国衙が発給する、東大寺との勘会文書である「所済勘文」と、封物進上の都度発給される、納品書としての「進上文」の二つの様式をもつ。「所済勘文」の一例として、「若狭国雑掌秦成安解」(東大寺一三〇五)を用いる。

b 若狭国雑掌秦成安解 申進天喜三四両年東大寺御封所
済勘文事、

天喜三年料准米百五十二石一斗八合
(調庸等略)

租穀二百石 代九十石

二箇年前分用五石六升一合六勺
* 序料三石五斗七合六勺

同四年料准米百五十二石一斗八合

*「都合准米」

二箇年并

三百八十九石二斗八升五合二勺

并准米三百四石二斗一升六合

所済四百十三石六斗八合

*「斗欠卅石三斗」

百五十一石五斗

天喜三年料重兼宿禰請

*「斗欠十二石」

六十石

同四年御寺使念慶請

*「斗欠卅石四斗二升一合六勺」

百五十二石一斗八合同六年御寺使念慶請

*「斗欠九石」

卅石

同五年十二月 日御寺使念慶請

*「斗欠四石」

廿石

同五年十二月 日御寺使念慶請

*「廿四石四斗二升一合八勺」
過済百九石三斗九升二合

*「件過済者越斗欠了」

右、勘文注進如件、

天喜五年 月 日 雑掌秦成安

*「尚斗欠五十三石四斗一升四合二勺二才石別二斗定

同五年色目当同前也未済

勘申

都維那法師（草名）

文書bは、天喜三四兩年の年料を記し、東大寺は、前分・序料を加えて勘注を行っている。天喜五、六兩年の所

済があるため「所済勘文」では過済とされたが、勘会是天喜五年料を含めて行われ、結果は奥書のように、天喜五年料と斗欠五十三石四斗余が未済とされた。⁽²⁰⁾ここから国雑掌は、寺使請文を集め、勘会用文書である「所済勘文」を発給し、東大寺との勘会に臨む者という姿が見出せる。

「進上文」は、「周防国雑掌秦成安解案并同国守藤原隆方切符案」（東大寺「一七四」）を例として用いる。

c 周防国雑掌秦成安解 申進上東大寺御封米事、
合三百石

右、年料残、進上如件、以解、

永承四年 月 日 雑掌秦成安

下梶取

定三百六十石中

可奉下三百四十五石事

正米三百石重力十五石
斗欠卅五石斗別一升五合

右、東大寺去永承三年以往御封内、且可奉下、取使請文、

永承四年二月 日

周防守藤原朝臣^(隆方)

文書cは、周防国の永承三年以往の未済分三百石を進上するという内容である。国守藤原隆方の切符があり、運賃は正米の5%であることから、京周辺の納所での受け渡しとみることができる。⁽²¹⁾「年料料残」という文言から、国雑

掌は、「進上文」の発給と共に、封物の年毎の所定料、所
済実績と未済等を管理する者であったことを示す。

久安三（一一四七）年二月十一日「摂津国雑掌秦成
安解⁽²²⁾」には、「於新御願檀者不論神社仏寺権門勢家、平均
可支配之由」とあり、国雑掌が国役を国内に配分してい
る。また、天喜二（一一〇五四）年二月廿三日「官宣旨案」

（東大寺三三八三三一七）は、美濃国が東大寺領大井・
西部両荘を収公したことを東大寺が不当と訴えたのに対
し、中央政府が美濃国に収公の停止を命じたものである。

文中に「就中前司頼国朝臣任中、如申宣旨、於国内、不
論権門庄園・不輪租田⁽²³⁾、宛負御馬通送・宣使供給・借馬・夫
役等了」とあって、国役が権門勢家・不輪租田に対して賦
課されている。この文書には国雑掌はみえないが、国雑掌
が国役配分に関わったとみてよいであろう。国雑掌の国役
配分は、天喜二年まで遡ることができると思う。

これらのことから、国雑掌の職掌は、寺使請文・返抄を
集めて東大寺との勘会に臨み、「所済勘文」「進上文」を発
給し、封物・国役の内容や賦課に応じてそれらを国内に配
分すると共に、その実績を管理することにあつた。官物も
同様であつたと推測できる。前述した「近江国雑掌秦安成
解」は、国雑掌が近江国郡院収納所の官物の進上量を把握

していたと考えられるからである。十一世紀中葉、東大寺
封物に係る国雑掌は、封物・官物・国役徴収の全責任者で
あつた。公文を専らとする職掌から、全責任者へという国
雑掌の職掌の変化は、国守遙任に伴い国雑掌が国内支配を
担う立場になったことのほか、封物・官物の請負化の全面
的な展開が要因である。郡郷院にはそれぞれを単位に収納
所がおかれたが、これら収納所もまた請負的性格を帯びる
ようになった⁽²⁴⁾。留意したいことは、この時期の朝廷貴族の
関心事は、複雑な手順をもつ各種行事が、所定の時期に滞
りなく円滑に行われることであつたという点である。この
ような十一世紀にみられる状況が、国雑掌の職掌を封物・
官物・国役徴収の全責任者に押し上げた。このような国雑
掌は、中央政府の地方支配の要として位置付けることがで
きる。

次に、国雑掌はどのような立場の者が任じられたのか。
これまでの研究では、中央下級官人が兼務したことは明ら
かであるが、在国の日代・在庁官人との関係が問題とな
る。ここでは、国守・目代との関係を通して考える。

文書cは、「国司切符」と一体となつた「進上文」であ
るが、同じ構造をもつ文書に「左馬助藤原祐康切符進上文
案」（東大寺一―一二八）がある。

d 進上

材木下文一枚

右、依仰進上如件、早彼守朝臣許可遣仰、祐康誠恐謹言、

康平二年 四月一日

左馬助藤原祐康

可奉下材木事、

(内訳略)

右、件紀伊国材木之内、可奉下醍醐法務御房使^(マ)使之状如件、但、可取使請文、

康平二年四月一日

左馬助藤原朝臣^{在判}

奉 和泉守御館

大津木御日代御宿

文書dは、東大寺へ材木を進上するに当って祐康が発給したもので、前半部が「進上文」、後半部が「切符」である。材木は、和泉守納所の大津木屋で引き渡された。文書c dを比べると、東大寺への進上が封物か「依仰」ったか、下文の宛先が堀取か寺使か、という違いはあるが、両文書は同じ構造をもつ。このことから文書cの発給者は同一人物とみることができ、国雑掌は国守そのものといえる。⁽²⁶⁾なお、文書dは末尾に「和泉守御館」「大津木御日代御宿」とあることから、祐康は和泉守の弁済使であった

と考えることができる。両者の関係を示す具体的な史料は見出せなかったが、「御館」は家政機関と見なすことができ、東大寺の「依仰」って大津木屋から材木を進上できたのは、祐康が和泉守と私的な関係にあったためといえる。十二世紀後半に日向国弁済使が、輪田泊石掠造築役を命じる官符に、国雑掌名で請文を発給している(『山槐記』治承四年三月五日条)ことから、国雑掌と弁済使は実体は同一であり、弁済使を私的におくことを禁止された経緯から、公文上は国雑掌という名称を用いた。⁽²⁷⁾しかし東大寺は、国雑掌と弁済使は別の立場と捉えている。嘉保三(一〇九六)年、東大寺の伽藍修造や返抄の発給に関して、東大寺と若狭国・土佐国との相論が発生している(東大寺六一二五六他)。⁽²⁸⁾この中で東大寺は、依然として伽藍は荒廃しているが修造がままならないこと、それは年々封物が減少し寺用の不足が多いためであること、これは弁済使の非法と雑掌の横法によること等を訴えている。国雑掌と弁済使が同一文書に登場していることから、東大寺は、国雑掌は封物の管理者として、弁済使は承和十年官符の綱領郡司に相当するものと、その役割が異なると理解しているように思う。

さて、前述したように、国雑掌は封物・官物・国役徴収

の全責任者で、国内で配分する立場であったから、国雑掌には在地性が求められる。次に目代との関係をみたい。

目代が封物進上に関わっている例は、天喜四（一〇五六）年十月廿五日「若狭国雑掌秦成安解案」（東大寺一二九一）がある。本文書は若狭国の天喜元、二両年の「所濟勘文」であるが、東大寺によって「国目代吉近」という裏書がなされている。若狭国の封物が若狭国から進上されていたことは、他の同国「進上文」の運賃が三十％であることから明らかである。「国目代吉近」という裏書は、東大寺の封物徴収に際して、目代吉近が対応したために記されたものと思う。目代について、大石直正氏は、「当時の国守目代は必ずしも一人ではなく、分配目代・公文目代など職務をその呼称とする何人かの目代がいたといわれて」おり、注意すべきは「目代が国守の私吏であって、国守に個人的に従属するものだったこと」を指摘される。²⁹十一世紀前後の国衙には留守所がおかれ、留守所には税所・田所等の在庁組織があった。目代についてみると、留守所全体を統括する目代と、在庁組織毎に目代がおかれていた。前者は、国司の代行者、中央系目代というべき者で、在京国守と国衙とを結ぶ役割をもつ立場であった。後者は、在国司ともいうべき在地系の目代で、在庁組織の中核として在

地支配に重要な役割を果たし、在庁官人であって目代的性格を帯びる者であった。³⁰「国目代吉近」とは、どの目代か特定はできないが、在庁組織の目代とみることができる。大石氏が指摘される複数の目代とは、留守所のこれらの目代を指していることと思う。

国雑掌と国守の関係を具体的に示す例に、寛治八（一〇九四）年十一月廿四日「撰津国前雑掌文書紙繆後状解文」（朝野群載卷廿七）がある。本文書は、応徳二三寛治元年料合文等を抄帳に付して主計寮に提出したが、何らかの事情があつて「雖然有後日紙繆者、国司相共可令申沙汰也」といい、勘会に先立つてまず惣返抄を得たいと述べる。「国司相共」とあり、国雑掌と国守は別の立場として位置付けられている点に注目したい。

国雑掌は国守であるが、実質的には国守と私的に結びついた複数の目代であった。文書dの祐康は東大寺に何らかの債務があり、「進上文」「切符」に署名したが、文書cの周防国「進上文」の署名は、国守と目代という右のような両者の関係に基づいたものであった。国雑掌が在国目代、在庁官人ともみえるのは、留守所の形態によるものであった。なお、十一・十二世紀の国雑掌は、一様に某成安という仮名を名乗る。大和国大田犬丸名は、宮廷楽人である山

村氏の仮名とみられている。⁽³¹⁾土佐国雑掌紀頼兼は、右官掌であった。某成安という仮名は、本官を別にもつことから用いられた名であるが、複数の目代が封物・官物・国役徴収に関わったために、単人称としての共通の名を用いたともいえる。

三 東大寺封物に係る国雑掌の消滅

東大寺封物に係る国雑掌は、康平二（一〇五九）年を最後に史料からみえなくなる。前述した嘉保三（一〇九六）年においても東大寺の伽藍は依然として荒廃しており、この修造は課題となっていた。また伽藍修造は、課役免除の獲得と便補地の領有化につながる事業であったから、東大寺が伽藍修造を終えたとは思えない。国雑掌が史料からみえなくなる背景として、天喜・康平年間に、東大寺による勘会手続きの変化と、債務関係を取り入れた封物徴収方法の採用⁽³²⁾が考えられる。

この時期の東大寺による勘会の特徴は、「所済勘文」への勘注に拘わらず、新たに「東大寺政所封物所済未済勘文」（以下「政所勘文」という）が用いられて、未済が確定されていることである。また、封物徴収にも関係して『封戸勘記』が成立する⁽³³⁾。

「政所勘文」は、次に示す天喜五（一〇五七）年十一月廿三日付文書（東大寺一―三〇一）が、文書bの奥書にある未済算定に用いられているのを確認できる。

e 東大寺政所

勘申若狭国御封三箇年所済未済状

天喜三年料⁽¹⁰⁰⁾百七十五石三斗八合

調塩廿四石 料堅塩八百果果別三升代米卅八石升別二升

庸米廿一石九斗

中男作物紙八百帳 代銭八百文

封丁二人

養米十石 人別五石

功銭四貫六百八文 人別二貫三百四文

租穀二百石 代米九十石 石別四斗五升

已上米百七十五石三斗八合

前分石別一斗

并⁽¹⁰⁰⁾ 斤料石料一升

已上二百十四石七升七合七斗

（正米等内訳略）

同四年 同五年 已上色目同前

都合三箇年所当米六百四十二石二斗三升三合一夕

(所済、未済略)

右、勘注如件、

(年月日、都維那法師署名略)

本文書は、天喜三〜五年三箇年料の勘文である。文書bは、天喜三、四両年料の「所済勘文」であったが、東大寺は文書eによって三箇年料を勘会した。その結果、天喜五年料と斗欠五十三石四斗余が未済とされた。この未済は、文書eによって次のように算定された。

① 「文書e」三箇年料 6422-2 「文書b」所済 4136 = 228.6 石

② 228.6—天喜五年料 175.3 = 53.4 石・・・斗欠
(算定に当っては、斗未済は切り捨てた。)

なお、文書b勘注の斗欠合計は八五・七石であり、過済二四・四石を減算しても六一・三石となって、勘注から算定されていないことがわかる。文書eは、若狭国天喜三、四両年料の勘会にあたって東大寺が作成した内部資料となっている。ところで、文書eの天喜三年料をみると、調庸等とその合計百七十五石三斗八合に続いて、前分石別一斗、庁料石別一升という、正米に対する算定割合を記載する。勝山清次氏は、天喜四年には「封戸勘記」で定着する前分・庁料が勘会に用いられているといわれるが、右の前

分・庁料の割合は「封戸勘記」に従った⁽²⁴⁾値である。「封戸勘記」は、東大寺の勘会資料として、封戸国との年料についての相論を断ち、封物増徴を定着させるために作成されたもので、康平元年、あるいはそれから遠くない時期に成立したという。⁽²⁵⁾伊賀国や近江国の官物からの便補が天喜・康平年間に成立したことは前述したが、「封戸勘記」の成立は、便補地とされた土地から、所定の年料をあたかも荘園の地子物の如く、東大寺が徴収する権利を得たことを意味する。これは、「所済勘文」「進上文」によらない手続きへの移行を示すものである。

債務関係をとり入れた封物徴収は、東大寺が封物徴収をより確実にするための方法である。大石直正氏は、東大寺の封物に関わる寺使のうち、念慶の若狭国封物徴収と東大寺への納入内容、時期等を集計し検討された。それによると、念慶は若狭国からの封物授受に関係なく封物を東大寺に納めていること、その内容は、八丈絹・下向召馬・大仁王会仏供料等多様な品目であること、ここには封物の前納制・代納制がみられること、そして念慶もまた封物の請負者の一人とみることができるといわれる。⁽²⁶⁾東大寺は、修造用途獲得のため、封戸国からの進上に加えて、社会的に展開されていた債務関係を効果的にとり入れたのである。

『封戸勘記』の成立と合わせ、天喜・康平年間は、東大寺にとって転換期であったことがわかる。

このような変化は、『所濟勘文』『進上文』への依存度を低下させ、両文書によらない封物徴収手続が生まれる。それは、後述するように十一世紀後半に確認できると思う。ここに、東大寺封物に係る国雑掌は、両文書の発給主体としての職掌を必要としなくなり、国雑掌は史料にみえなくなる。

次に、国雑掌以後、十一世紀後半の東大寺の封物徴収手続きをみたい。この時期の封物に関する文書には、東大寺から国衙に宛てた「東大寺牒」、国衙の請文となる「国牒」、封物完済時に発給される「惣返抄」、そして「仮納返抄」がある。各文書は、承保二（一〇七五）年から嘉保二（一〇九五）年にかけて史料にあらわれ、いずれの文書にも国雑掌はみられない。

発給時期は異なるが、越後国に関する寛治七（一〇九三）年「東大寺牒」（東大寺二―四九八）と、承保二（一〇七五）年「越後国牒」（東大寺三―六二三）を例に用いる。両文書の内容は次のとおりである。

f 東大寺牒 越後国衙

欲被早任例、弁済寺家当年封戸調庸雑物事

使

牒、件封戸調庸雑物等、参期有限、寺用又定矣、仍牒送如件、乞衙察状、早任例可被弁済之状、以牒、

寛治七年十月十一日

（別当等の加署略）

g 越後国牒 東大寺衙

来牒一紙、被載、可弁済寺家当年封戸調庸雑物等事得八月十三日寺牒、今月十三日到来偁、寺家封戸調庸雑物、参期有限、寺用多端、乞哉察状、任例可弁済者、依来牒之旨、可致参期勤之状所請如件、乞哉衙察状、以牒、

承保二年九月廿二日

守從五位下源朝臣「頼仲」

從五位下行介豊原朝臣「弘国」

文書 f に対し、文書 g が請文として対応している。封物の名称は、天喜・康平年間は「御封」という文言が用いられているが、両文書は『封戸勘記』に従って「封戸調庸雑物」と記載されている。十一世紀中葉、例えば文書 c と異なる点は、一つは、東大寺は「参期有限」、越後国は「可致参期勤」という文言があらわれること、一つは、両文書に封物の数量の記載がないことである。後者は、『封戸勘

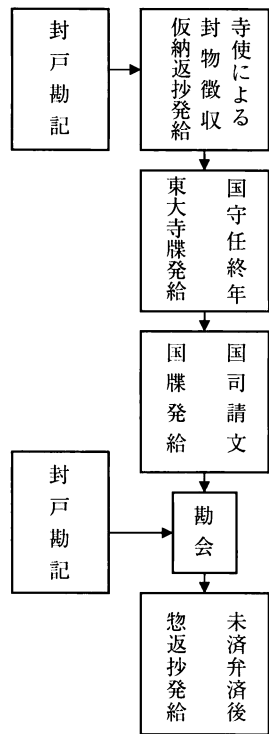
表 1 11 世紀後半の国守と封物関係文書

国
雑
掌
の
職
掌
と
地
位
(
塚
本
)

年	越 後 国			美 作 国			上 野 国			東大寺 別 当
	守	牒	惣返抄	守	牒	惣返抄	守	牒	惣返抄	
延久 4										信 覚
〃 5										
承保元		国	● 9 月		寺	↑	藤		◆	慶
〃 2	源		↑	大江	● 10 月	⑤	原		△ ◆	
〃 3			④	匡	寺	↓	定		△	
承暦元	頼		↓	房	● 10 月	↑	俊		△	
〃 2	国		△	8 月	● 10 月	↑			⑧	信
〃 3			↑		寺	△	源			
〃 4			⑤			⑨	家		↓	
永保元	高			源			宗		△	
〃 2	階									信
〃 3	為									
應徳元	章			清						
〃 2				長						
〃 3										信
寛治元	源		△							
〃 2			⑧							
〃 3										
〃 4	国			藤			高		↑	信
〃 5	明			原			階		④	
〃 6		寺	↓	忠			業		↓	
〃 7	7 月	● 10 月	◆	教		△	房	寺	● 10 月	
嘉保元	藤		△ △				2 月		△	經 範
〃 2	原						藤			
永長元	季						原			
承德元	綱						邦			
							宗			

(注) 1 「惣返抄」は、対象年を矢印にて、年数を丸数字にて、発給は△にてそれぞれ表示した。
2 「牒」欄の「国」は「国牒」、「寺」は「東大寺牒」を示す。
3 「惣返抄」は、「東大寺諸国御封返抄書上」(『東大寺文書目録』第 2 部 136、寛治 8 年頃、
『平安遺文』4 卷 1334 号) によった。

図1 11世紀後半の封物徴収手続き



「記」に国毎の封物の所定料が記されており、文書に記載を要しなくなったためである。前者については「惣返抄」と共に考えたい。

前述した承保二年から嘉保二年にみられる「惣返抄」のうち、越後国、美作国、上野国の表れ方をみると、表一のようなになる。「惣返抄」は、例えば越後守高階為章は、前司任終年と任中四箇年の計五箇年を一括して受けている。「東大寺牒」との関連では、美作守大江匡房の任終年に、上野守高階業房の任終年にそれぞれ「東大寺牒」を受け、「惣返抄」は各任終年の前年までを一括されている。「東大寺牒」は発給年に偏りがあり、「国牒」は越後国一通のみで断定はできないが、十一世紀後半、東大寺封物の勘会、国守任終年に「東大寺牒」が発給され、前守任終年と当任任終前年までの勘会を一括して行う方法であったと推

測できる。文書fの「参期有限」と文書gの「可致参期勤」の文言は、国守任終年に封物清算の年が到来したことを意味すると考えられる。なお、「仮納返抄」はほぼ各年にわたってみられることから、封物は毎年東大寺による徴収が行われた。以上のことから、十一世紀後半の封物徴収手続きは、次の方法で行われていた。

東大寺は寺使を派遣、「封戸勘記」に従って使補地から封物を徴収し「仮納返抄」を発給—国守任終年に「東大寺牒」を発給—国司は請文である「国牒」を発給—国雑掌は「仮納返抄」を収集し東大寺との勘会に臨む—未済弁済後、東大寺は「惣返抄」を発給。

これを図示すると図1のようなになる。

このように十一世紀後半には、国雑掌によらない封物徴収手続きが見い出せる。しかし、国雑掌が依然として封物に関わっていることは、前述した嘉保三（一〇九六）年に国雑掌が弁済使と共に文書に登場していること、摂津国において久安三（一一四七）年に、新御願檀役を国雑掌が配分していること等から確認できる。従って十一世紀後半「仮納返抄」の収集や東大寺との勘会は、国雑掌の役割で

あった。十一世紀後半に入ると、国雑掌は文書発給主体としての職掌はなくなるが、封物・官物・国役徴収に関わっていることは右の通りであり、その全責任者としての立場は変わっていないのである。

おわりに

本稿では、十一・十二世紀の国雑掌の職掌と地位について、東大寺封物に係る国雑掌を中心に考察してきた。

国雑掌は、封物・官物・国役徴収の全責任者であり、留守所の中央系・在庁組織の複数の目代が関わったこと、それ故に某成安なる単人称の仮名を用いたと考えられること等を明らかにすることができた。

「はじめに」でも述べた鎌倉時代の国雑掌は、課役の賦課と徴収・進上に関わる在地の要ともいえる位置を占めるものであった。この姿を、封物・官物・国役徴収の全責任者であるとみれば、このような国雑掌は、本論でみたように十一世紀中葉にまで遡ることができる。

問注の当事者として、あるいは大宰府管内の所領相論沙汰に関わる国雑掌については、今回触れる余地はなかった。多様な変化の過程であるとはいえないと思う。それは、地方の在地領主層が台頭し、中央政府、権門支配との

矛盾が著しくなっており、たとえ遠くの事件でも中央の大きな変動に結びつくという、この時代の特徴との関連の中で捉えられなければならないからである。この特徴は、中央の事件が地方の争乱に結びつくという一面をもつと思う。これらの国雑掌については、このことを念頭に今後の課題とする。

註

- (一) 原田重「国雑掌について」(『九州史学』第七号、一九五八年)。松崎英一「国雑掌の研究」(『九州史学』第三七・三八・三九号、一九六七年)。赤松俊秀「雑掌について」(『古文書研究』創刊号、一九六八年)。また、国雑掌について触れた論文には、次のものがある。竹内理三「在庁官人の武士化」(『史学雑誌』第四八編第六号、一九三七年、のち同『日本封建制成立の研究』(吉川弘文館、一九五五年)に所収)。吉村茂樹「留守所の発展」(『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、一九五七年、復刊一九七八年)。阿部猛「貴族の個別経済の成立」(『律令国家解体過程の研究』新生社、一九六六年)。泉谷康夫「国掌について」(『日本歴史』二〇四号、一九六五年、のち同『律令制度崩壊過程の研究』(鳴鳳社、一九七二年)に所収)。勝山清次「弁済使」の成立について」(『日本史研究』一五〇・一五一号、一九七五年、のち同『中世年貢制成立史の

- 研究」〔塙書房、一九九五年〕に所収。
- (2) 本郷恵子「中世前期の朝廷財政について」〔史学雑誌〕第一〇一編第四号、一九九二年。
- (3) 白川哲郎「鎌倉時代の国雑掌」〔待兼山論叢〕二七（史学）、一九九三年。
- (4) 新井孝重氏は、天喜四年からの東大寺の伽藍修造を年代別に整理し、応保元（一一六一）年南大門再建をもって、東大寺の平安時代後期の伽藍修造はほぼ終了したといわれる（同「東大寺の修造構造」〔同「東大寺黒田荘の研究」校倉書房、二〇〇一年〕）。
- (5) 今正秀「保元・平家・白河の歴史の意義―平安後期・白河・平家・白河の歴史の意義―」〔日本史研究〕三七八号、一九九四年、十一頁。
- (6) 小山田義夫「造内裏役の成立」〔史潮〕八四・八五合併号、一九六三年。
- (7) 坂本賞三「後期王朝国家体制の成立」〔日本王朝国家体制論〕第二編、東京大学出版会、一九七二年。
- (8) 勝山清次「公田官物率法の成立とその諸前提」〔史林〕七〇巻二号、一九八七年、のち同註（一）前掲書に所収。
- (9) 今正秀註（五）前掲論文。
- (10) 石母田正「東大寺」〔中世的世界の形成〕伊藤書店、一九四六年、のち改定・改版のうえ同一題名で東京大学出版会より一九五七年に出版、さらに若干の訂正・補足をし、同一題名にて岩波文庫より一九八五年に出版。
- (11) 板蛸仙の四至は、長元七年七月十六日官符にて確定された（「伊賀国名張郡司等文書勘注案」〔東大寺文書目録〕第三部第十一―十四、「平安遺文」四卷一七三九号）。この時の伊賀守は、藤原頼長であったことが「左経記」同月廿三日条にみえ、頼長以後とは、長元七年に確定された四至を指すものと理解できる。また、「天喜元年宣旨」は、寛徳・貞徳・天喜・天長・天保の五朝の宣旨であることが、川島茂裕氏によって明らかにされている（同「寛徳・貞徳・天喜・天長・天保の五朝の宣旨」〔日本史研究〕二二七号、一九八一年）。
- (12) 阿部猛註（一）前掲論文。今正秀註（五）前掲論文。五味文彦「前期院政と荘園整理の時代」〔院政期社会の研究〕山川出版社、一九八四年。
- (13) 勝山清次「便補保の成立について―「納官・納入」制度の変遷―」〔史林〕五九巻六号、一九七六年、のち同註（一）前掲書に所収。
- (14) 阿部猛註（一）前掲論文。
- (15) 久野修義「中世寺院成立に関する一考察―九・十二世紀東大寺をめぐって―」〔史林〕六一巻四号、一九七八年、のち同「日本中世の寺院と社会」〔塙書房、一九九九年〕に所収。新井孝重註（四）前掲論文。
- (16) 永村眞「東大寺別当の成立過程」〔竹内理三先生喜寿記念論文集「律令制と古代社会」校倉書房、一九八四年、のち一部改稿「中世東大寺の形成過程」第一節・第二節とし

て同「中世東大寺の組織と経営」〈塙書房、一九八九年〉に所収。新井孝重註（４）前掲論文。

- (17) 阿部猛註（１）前掲論文。大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制―解体期の封戸制度―」（『東北学院大学論集』歴史学・地理学一、一九七〇年）。勝山清次「封戸制の再編と解体」（『日本史研究』一九四号、一九七八年、のち一部改稿「平安時代後期の封戸制―封戸制の再編と解体―」として同註（１）前掲書に所収。久野修義註（15）前掲論文。

- (18) 久野修義註（15）前掲論文。福島正樹「家産制的勘会の成立と展開」（『史学雑誌』第一〇一編第二号、一九九二年）。

- (19) 永承年間までは、東大寺からの封物請求には「返抄」「牒」が一对となって発給されているが、天喜年間に入ると「返抄」が主に用いられ「牒」は国符を必要とする場合に限られるようになる。

- (20) 「同五年色目」という奥書の記載は、斗欠を指すと考えることができ、第三章で述べるように、斗欠五十三石四斗余の算出は、「同五年色目」を天喜五年料と理解することで可能である。このため、ここでは「同五年色目」は、天喜五年料であるとした。

- (21) 阿部猛註（１）前掲論文。

- (22) 上島有編「東寺文書聚英」図版篇（同朋舎出版、一九八五年）。句読点は「平安遺文」十卷五〇一八号に従った。

国雑掌の職掌と地位（塚本）

- (23) 源頼国は、『御堂関白記』寛弘六（一〇〇九）年七月七日条に「藏人頼国来月奏請判」とある。『九条家本延喜式（写真版）』卷三十一・十四（九〇五一・一〇号、『平安遺文』寛弘七年十月卅日「衛門府粮料下用注文」〔二卷四五八号〕）に「藏人頼国仰、府生兼則奉」としてあらわれる。頼国は、後に美濃国等の国守を歴任するが、国守・受領と中央下級官人が結びつく場の一つとして、衛門府が考えられる。

- (24) 阿部猛註（１）前掲論文。藺田香融「古代末期のある徴税文書―永承三年紀伊国名草郡収納米帳の復原―」（『史泉』三十号、一九六五年、のち「古代末期のある徴税文書―永承三年紀伊国名草郡許院収納米帳の復原―」として、同「日本古代財政史の研究」〈塙書房、一九八一年〉に所収）。

- (25) 本郷恵子註（２）前掲論文。

- (26) 大石直正氏は、国雑掌「国司といわれる」（大石注（17）前掲論文）。

- (27) 勝山清次註（１）前掲論文。

- (28) 東大寺六―二五六「官宣旨」（嘉保三年十二月十日、同六―二五七「官宣旨」（同年十月卅日）、『東大寺文書目録』第一部第二四―一八七「東大寺所司請文案（土代）」（同年月日、『平安遺文』四卷一三六七号）。

- (29) 大石直正註（17）前掲論文、二三頁。

- (30) 関幸彦「在国司職」成立の諸前提」（『国衙機構の研究

―「在国司職」研究序説― 吉川弘文館、一九八四年。

- (31) 稲垣泰彦「初期名田の構造―大和国大田犬丸名について―」(稲垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年、のち稲垣泰彦『日本中世社会史論』(東京大学出版会、一九八一年)に所収)。

- (32) 福島正樹註(18) 前掲論文。

- (33) 勝山清次註(17) 前掲論文。福島正樹註(18) 前掲論文。

- (34) 筒井英俊編『東大寺要録』卷六(全国書房、一九四四年)。

- (35) 勝山清次註(17) 前掲論文。

- (36) 大石直正註(17) 前掲論文。

- (37) 石母田正『平家物語』(岩波新書、一九五七年)。

〔付記〕本論は、二〇〇五年一月、法政大学通信教育部に提出した卒業論文の一部を加筆・修正したものである。成稿にあたって、本学文学部教授小口雅史先生よりご教示を賜りました。感謝申し上げます。